

## 前回総合政策部会（平成 30 年 2 月 1 日開催）における主な委員発言要旨及び対応案

主な発言要旨	対応案
<p>新たな条例への位置づけが必要な項目案を示す場合は、義務化して推進する項目と、努力義務化して協力を依頼する項目を仕分けしていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既に「県民の生活環境の保全等に関する条例」で義務規定となっている「地球温暖化対策計画書制度」については、内容の見直しを検討した上で、新たな条例に義務規定として位置付けることを想定している。</li> <li>・それ以外は、各主体に協力を求めている項目を想定しており、資料 2 によりご審議をお願いしたい。</li> </ul>
<p>既に 19 道府県において単独条例を制定しているが、これらの条例制定前後でどのような効果があったのか調べていただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各自治体に条例制定の効果について問い合わせたところ、努力規定に係る取組状況の効果を把握している 13 自治体の全てが条例化の効果はあったと回答している。（参考資料 2 のとおり）</li> <li>・温室効果ガス排出量については、他の様々な要因が影響しており、条例化の効果は明確に表れていない。</li> </ul>
<p>単独条例の制定にあたっては、現在の「県民の生活環境の保全等に関する条例」についても改正が必要ではないのか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現在の「県民の生活環境の保全等に関する条例」には地球温暖化の防止に係る規定があり、これらの条項を単独条例に規定する場合は「県民の生活環境の保全等に関する条例」から削除する必要がある。</li> </ul>